

令和6年能登半島地震に係る日本獣医師会の対応

日本獣医師会事務局

はじめに

令和6年1月1日午後4時10分、元日の午後を襲った大地震は、能登半島北部を震源とし、最大震度7の揺れと津波、地震により発生した火災や土砂災害等により甚大な被害をもたらした。その後も余震が続く中、現地ではライフラインの復旧が進まず、避難生活を余儀なくされるなど困難な状況が続いている。日本獣医師会では、被災動物の救護活動支援及び現地の獣医療復旧支援等を通じ、被災者の皆様の1日も早い日常生活の回復に向けた活動を継続している。会員構成獣医師の皆様はじめ、関係する皆様の引き続きのご理解とご支援を願いつつ、ここに発災からこれまでの概要を報告する。

発災直後の対応

日本獣医師会では、1月1日の地震発生直後から藏内勇夫会長を危機管理室長、佐伯 潤理事を危機管理統括とする日本獣医師会危機管理室（以下「危機管理室」という。）による情報収集を行った。同日午後7時、日本獣医師会令和6年能登半島地震緊急対策本部（以下「対策本部」という。）を設置して対応を開始した。翌2日には被災地域の地方獣医師会及び地方獣医師会会員獣医師に向けたメッセージを発出するとともに、地方獣医師会会長あてに対策本部の設置と情報収集等の協力を依頼した。被災状況の全体像がなかなかつかめない中、4日に第1回対策本部会議を開催し、現地調査対応、アンケートによる被害状況調査の実施、情報の提供・公表、支援金の募集、被災動物救護等の当面の対応を協議した。また、5日には危機管理室による第1回災害対策委員会を開催し、対応方針を確認した。

対策本部及び危機管理室の依頼を受け、7日、8日の2日間、対策本部メンバーと本会事務局職員が現地を調査し、石川県獣医師会はじめ環境省中部地方環境事務所、石川県ほか関係者からの情報収集と初動対応に係る調整を実施した。現地での調整の結果、1月8日に石川県獣医師会に令和6年能登半島地震動物対策本部（以下「現地本部」という。）が設置された。また、同日夜には環境省主催によるペット関連情報連絡会議が開催され、本会のほか、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室、石川県薬事衛生課、能登北部保健所、能登中部保健所、石川中央保健所、日本愛玩動物協会、日本動物愛護協会、日本動物福祉協会、ペットフード協会、日本ペット用品

工業会、全国ペット協会、日本ペットサロン協会が参加し、情報共有を行った。

支援金の募集

現地本部の体制がひとまず整ったことを受け、1月10日、5日獣発第309号「令和6年能登半島地震動物救護活動等の支援について」を地方獣医師会会長あて通知し、被災動物の救護及び被災地の獣医療提供体制の復旧等のための支援金募集を開始した。一方、現地本部においても募金活動が開始されたが、現地本部の募金が地震による被災動物の救護活動及び被災された飼い主に対する飼育支援活動に使用されるのに対し、日本獣医師会が募集する支援金は、現地本部の活動を補完する被災動物の救護に係る用途のみならず、現地本部の初動対応資金や現地本部への支援要員派遣費用、関連物資の確保・輸送費用、移動診療車の派遣費用等のほか、現地で被災した獣医師に対する診療復旧支援等の互助・共助活動にも幅広く使用されるものとした。本支援金は、特定公益増進法人としての税法上の優遇措置の適用対象となるため、支援金総額の50%以上は公益目的事業である被災動物救護活動に優先的に充当する必要がある。互助・共助活動である会員構成獣医師の診療施設の復旧支援は50%未満に制限されている。能登半島地震においては、会員構成獣医師の診療施設や家屋も全壊・半壊等の甚大な被害が報告されていることから、後者の支援活動資金を確保するためにも、皆様の積極的な支援をお願いする。なお、仮に活動終了後に余剰金が出た場合には、本会の災害時動物救護活動の強化に充てることとしているが、これは目的外とされて今後の自然災害等に際して余剰金の使用ができなくなることを回避するための措置であることにもご理解いただきたい。また、日本獣医師会の支援金は、石川県以外の被災県における救護活動等にも使用することが可能であるため、会員構成獣医師の皆様や全国の獣医師会会員動物病院等で集められた支援金のうち、石川県外からの募金については各地方獣医師会を通じて日本獣医師会にお寄せいただくようお願いしている。

現地本部への支援活動

1月7日以降、現地対策本部の要請を受けて、数回にわたり危機管理室から人員を派遣して現地調整を行うと

ともに現地本部の対応支援のための要員派遣を行った。また、岩手県獣医師会の協力を得て、岩手大学が保有するペット専用移動診療車の派遣が実現し、1月28日から現地での診療活動を開始した。また、1月15日以降、現地本部からの要請に応じて日本動物用医薬品協会に医薬品の支援を、ペットフード協会に犬猫用療法食の支援を、ペット災害支援協議会にケージ等の資材及びペットフードの支援をそれぞれ要請し、現地に送付した。

今後の支援継続に向けて

2月18日現在の集計によれば、今なお約12,000名の方々が避難生活を余儀なくされており、被災動物についても避難所における飼育環境の確保や仮設住宅での飼育支援などの支援が必要とされている。日本獣医師会では、追加支援策の実施をはじめ、現地本部と連携し、その要請に従って災害復旧支援活動を継続することとしているので、皆様の厚いご理解とご協力をお願いしたい。

(参考)

令和6年能登半島地震に係る日本獣医師会の対応経過

令和6年2月15日現在

[令和6年]

1月1日：午後4時10分、石川県能登半島で深さ16kmを震源とするM7.6、最大震度7の地震が発生。津波、家屋の倒壊、火災等甚大な被害をもたらす。その後も同日夜10時までには震度5強の揺れ3回を含む72回の余震を観測。

本会では直ちに藏内勇夫会長を危機管理室長、佐伯潤理事を危機管理統括とする日本獣医師会危機管理室（以下「危機管理室」という。）による情報収集を開始。午後7時、「日本獣医師会令和6年能登半島地震緊急対策本部」を設置。

1月2日：被災地域の地方獣医師会及び地方獣医師会会員獣医師に向け日本獣医師会危機管理室長及び危機管理統括からメッセージを发出。

同日付け5日獣発第307号「『日本獣医師会令和6年能登半島地震緊急対策本部』の設置について」を地方獣医師会会長あて通知。情報収集等の協力を依頼。

1月3日：日本獣医師会令和6年能登半島地震緊急対策本部（以下「対策本部」という。）による情報収集を継続。午後3時から対策検討事務会議を開催。

1月4日：午前11時、第1回対策本部会議を開催。現地視察対応、アンケートによる状況調査実施、情報提供対応、支援金募集、被災動物救護等の当面の対応について協議。

1月5日：午後2時、危機管理室による第1回災害対策委員会を開催。

1月7日～8日：対策本部及び本会事務局による現地視察。石川県獣医師会はじめ環境省中部地方環境事務所、石川県ほか関係者から情報収集。

1月8日：関係者との調整を受け、石川県獣医師会に「令和6年能登半島地震動物対策本部（以下「現地本部」という。）」が設置される。

午後6時、環境省主催によるペット関連情報連絡会議。本会のほか、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室、石川県薬事衛生課、能登北部保健所、能登中部保健所、石川中央保健所、日本愛玩動物協会、日本動物愛護協会、日本動物福祉協会、ペットフード協会、日本ペット用品工業会、全国ペット協会、日本ペットサロン協会が参加。

1月9日：午後8時、危機管理室による第2回災害対策委員会を開催。具体的支援の内容について現地視察結果をもとに検討。

1月10日：5日獣発第309号「令和6年能登半島地震動物救護活動等の支援について」を地方獣医師会会長あて通知。被災動物の救護及び被災地の獣医療提供体制の復旧等のための支援金募集を開始。

1月10日～12日：危機管理室平井統括補佐を現地本部に派遣。現地本部の機能整備支援及び各種支援対応の円滑実施に向けた調整を行う。

1月11日：農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長あて事務連絡「令和6年能登半島地震に係る動物救護活動等に対するご指導・ご支援のお願いについて」により、被災現地における当該診療等に要する動物用医薬品等の迅速かつ円滑な供給支援を要請。別途本会から農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課に照会した現地の動物用医薬品支援方策について、法令上の手続きを経た上ですべて可能と回答される。

1月12日：日本動物用医薬品協会理事長及び全国動物薬品器材協会理事長あて5日獣発第315号「令和6年能登半島地震に係る動物救護活動等に対するご支援・ご協力をお願いについて」により被災現地の動物救護活動における診療等に要する動物用の医薬品、医療機器等の当面の無償提供を依頼。

午後4時30分、対策本部と現地本部による連絡会議を開催。

1月13日：午後0時30分、第2回対策本部会議を開催。①現地対策本部活動資金の支援、②被災動物診療支援のための診療券の作成・配布、③被災動物の一時預かりに対する支援、④現地本部への支援継続を決定。

1月14日：午後6時、環境省主催によるペット関連情報連絡会議。本会のほか、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室、環境省中部環境事務所、石川県薬事衛生課、石川県生活安全課、能登中部保健所、自然環境研究センター、日本動物愛護協会、日本動物福祉協会、ペットフード協会、日本ペット用品工業会、日本ペットサロン協会が参加。

1月15日：5日獣発第316号「令和6年能登半島地震動物救護活動に係る支援金の取扱いについて」を地方獣医師会会長あて通知。現地本部の募金は、石川県における動物の災害対策に限定されるため、地方獣医師会あて、石川県以外も含めた被災動物支援対策、構成獣医師支援を含めた獣医療提供体制の復旧等及び募金状況を踏まえた公益目的事業強化等への募金使用の汎用性に鑑み、対策本部支援金への募金を依頼。

5日獣発第317号「令和6年能登半島地震に係る被災動物の一時預り支援について（依頼）」を地方獣医師会会長あて通知。現地本部等からの要請があった際の会員獣医師の診療施設における被災動物の一時預かり支援の協力を依頼。

5日獣発第318号「令和6年能登半島地震に係る被災動物一時預り支援施設の確保について（依頼）」を富山県及び福井県獣医師会会長あて通知。石川県内の診療施設の設置数に鑑み、迅速な被災動物一時預り受入れ実施のための体制を確保するため、隣県である富山県及び福井県獣医師会における受入れ可能診療施設リストの取りまとめを依頼。

日本動物用医薬品協会に医薬品の支援を依頼（1回目）。

1月19日：ペットフード協会に犬猫用療法食の支援を依頼（1回目）。

岩手県獣医師会の協力を得て、岩手大学農学部附属動物病院にペット専用移動診療車の派遣を依頼。

1月22日：現地本部事務局支援要員1名を追加派遣

（1/22～1/31）。

岩手大学のペット専用移動診療車が現地本部に到着。

日本動物用医薬品協会に医薬品の支援を依頼（2回目）。

ペット災害支援協議会に資材及びフードの支援を依頼（1回目）。

1月24日：午後5時30分、環境省主催によるペット関連情報連絡会議。本会及び石川県獣医師会のほか、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室、環境省中部環境事務所、石川県薬事衛生課、石川県生活安全課、自然環境研究センター、日本愛玩動物協会、日本動物愛護協会、日本動物福祉協会、ペットフード協会が参加。

1月24日～26日：危機管理室平井統括補佐を現地本部に派遣。現地本部の機能整備支援及び各種支援対応の円滑実施に向けた調整を行う。

1月25日：午後1時、危機管理室による第3回災害対策委員会を開催。

ペット災害支援協議会に資材及びフードの支援を依頼（2回目）。

被災動物診療支援のための診療券500部を現地本部に納品。

1月30日：日本動物用医薬品協会に医薬品の支援を依頼（3回目）

事務連絡「能登半島地震動物救護活動の経過と支援金のお願いについて」を地方獣医師会事務局長あて通知。対策本部の活動の経緯を報告し、改めて対策本部支援金への募金を依頼。

2月2日：日本動物用医薬品協会に医薬品の支援を依頼（4回目）

2月9日：午後3時、危機管理室による第4回災害対策委員会を開催。

ペット災害支援協議会に資材及びフードの支援を依頼（3回目）。

2月10日～14日：危機管理室平井統括補佐及び甲斐災害対策委員を現地本部に派遣。現地本部の機能整備支援及び各種支援対応の円滑実施に向けた調整を行う。

2月15日：午後1時、危機管理室による第5回災害対策委員会を開催。現地報告に基づく追加支援等を決定。